

で書いて提出はお早めに！



私たちの生活は、いろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮らしています。これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も確定申告・町県民税申告の時期を迎えます。申告期間中は大変混み合いますので、申告書はご自分で丁寧に正しく作成し、お早めに提出してください。

所得税・町県民税申告の提出は

2月16日から3月15日までです

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

今年の提出期間は、2月16日(月)から3月15日(月)までです。この申告は、平成15年中の所得を申告するものです。

これにより、平成15年分の所得税、平成16年度分の町県民税、国民健康保険税(介護分含む)の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税(介護分含む)の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。

申告相談日のお知らせ

町では2月16日から3月15日まで次のとおり申告相談及び自書申告作成のお手伝いを主にしています。

日時・会場

2月16日(月)～3月15日(月)
役場第1・2会議室
午前9時～午後4時

※今年2月22日・29日の日曜日にも開設します。また、銚子税務署も同様に開設しています。(その他の土・日曜日は閉庁日となっています)

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳等と償却資産関係のわかるもの
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 社会・生命・損害保険料の各支払金額のわかるもの(証明書など)
- 配偶者や扶養親族に所得がある場合、その所得金額がわかるもの(源泉徴収票)
- 前年の確定申告書の控え
- 青色決算書・収支内訳書の控え
- 筆記具・電卓・印かん
- その他申告に必要なもの



税務署・税理士会による相談日のお知らせ

税務署の出張相談

日時 2月24日(火)
午前9時30分～午後4時
場所 役場第1・2会議室
※譲渡所得や贈与税等がある方は、必ずこの日にご来場ください。

税理士による無料相談

日時 3月2日(火)
午前9時30分～午後3時30分
場所 役場第1・2会議室

納期限

3月1日(月)は国民健康保険税第8期分、介護保険料第8期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。